

埼玉県市町村職員の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 に基づく産業廃棄物に係る立入検査等の実施に関する要綱

(平成14年11月1日副知事決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村職員を県職員に併任し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく産業廃棄物に係る立入検査権等を行えるようにすることにより、県と市町村との連携を一層強化し、産業廃棄物の不適正処理事案の早期発見、早期対応に資することを目的とする。

(併任の依頼)

第2条 市町村長は、当該市町村の職員を県職員に併任することを希望するときは、要望書（別紙様式1）を知事に提出するものとする。

(併任職員)

第3条 知事は、前条の要望に基づき、第7条に掲げる業務を行わせるため、市町村長が推薦する市町村の職員を県の職員に併任する。

2 前項の規定により併任された職員（以下「併任職員」という。）について、併任を免じることを市町村長が求めるときは、知事は当該職員について併任を免じるものとする。

3 併任職員の県における所属所は、当該市町村を所管する環境管理事務所とする。

(市町村長の手続き)

第4条 市町村長は、併任される職員を推薦しようとする場合は、必要な書類を添え、推薦書（別紙様式2）を知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前条第2項の規定により、併任職員の併任の解任を求めるときは、併任解任依頼書（別紙様式3）を知事に提出するものとする。

(併任職員の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により推薦書等が提出されたときは、これを審査し、併任職員としての可否を決定する。

2 知事は、前項の規定に基づき併任職員を決定したときは、速やかに「決定通知書」（別添様式4）に「埼玉県市町村職員の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物に係る立入検査等の実施に関する協定書」（以下「協定書」という。）2通を添えて、当該市町村長に通知するものとする。

(協定の締結)

第6条 第5条第2項の通知を受けた市町村長は、速やかに協定書に必要事項を記入し、記名押印の上、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の協定書に記名押印の上、1通を当該市町村に交付する。

3 協定の有効期限は、締結の日が属する年度の3月末日とする。ただし、有効期限満了の日までに、県、市町村双方が協定終了について特段の意思表示をしない場合は、満了の日の翌日から1年間有効期限が延長されたものと見なすこととし、以後同様とする。

(併任職員の業務内容)

第7条 併任職員は、法第19条第1項の規定に基づく産業廃棄物に係る立入検査等の業務を行うものとする。

2 併任職員としての業務は、市町村の職員として本来所掌する業務と併せ行うものとする。

3 併任職員が第1項の業務を行う区域は、当該市町村の区域とする。

(給与及び旅費)

第8条 併任職員に係る給与及び旅費については、市町村の関係規程を適用し、市町村が負担する。

(服務)

第9条 併任職員の服務については、市町村の関係規程を適用する。

(分限及び懲戒)

第10条 併任職員に対する分限及び懲戒は、県及び市町村が、その都度、協議して行うものとする。

(公務災害の補償)

第11条 併任職員が第7条第1項の業務を遂行中に生じた公務災害補償は、県及び市町村が、その都度、協議して行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。